

## 理容所以外の場所で業務を行う場合に講ずべき措置

### 理容師法施行規則

(消毒の方法)

第25条 法第九条第二号に規定する消毒は、器具を十分に洗浄した後、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるいずれかの方法により行わなければならない。

- 1 かみそり(専ら頭髮を切断する用途に使用されるものを除く。以下この号において同じ。)及びかみそり以外の器具で血液が付着しているもの又はその疑いのあるものに係る消毒

~~イ 沸騰後二分間以上煮沸する方法~~

ロ エタノール水溶液(エタノールが七十六・九パーセント以上八十一・四パーセント以下である水溶液をいう。次号ニにおいて同じ。)中に十分間以上浸す方法

ハ 次亜塩素酸ナトリウムが〇・一パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法

- 2 前号に規定する器具以外の器具に係る消毒

~~イ 二十分間以上一平方センチメートル当たり八十五マイクロワット以上の紫外線を照射する方法~~

~~ロ 沸騰後二分間以上煮沸する方法~~

~~ハ 十分間以上摂氏八十度を超える湿熱に触れさせる方法~~

ニ エタノール水溶液中に十分間以上浸し、又はエタノール水溶液を含ませた綿若しくはガーゼで器具の表面をふく方法

ホ 次亜塩素酸ナトリウムが〇・〇一パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法

ヘ 逆性石ケンが〇・一パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法

ト グルコン酸クロルヘキシジンが〇・〇五パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法

チ 両性界面活性剤が〇・一パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法

(※二重線で取り消されている方法は、出張理容の場合は認められていません)

### 堺市理容師法施行条例

(理容所以外の場所で業務を行う場合に講ずべき措置)

第6条 理容師は、法第6条の2ただし書の規定により理容所以外の場所においてその業を行うときは、第3条各号の措置に加えて、理容師法施行規則(平成10年厚生省令第4号)第25条第1号に掲げる消毒にあっては同号ロ又はハに定める方法により、同条第2号に掲げる消毒にあっては同号ニからチまでに定める方法のいずれかにより消毒を行うために必要な薬品を、常に携帯しなければならない。

(理容の業を行う場合に講ずべき措置)

第3条 法第9条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 身体を常に清潔に保ち、清潔な被服を着用すること。
- (2) 顔そりその他の顔面に接する作業を行う場合には、清潔なマスクを使用すること。
- (3) 客に接するときは、手指を石けんで洗い、必要に応じて消毒すること。
- (4) 顔そりその他の毛をそる場合に用いる石けん液は、客1人ごとに新しいものを使用すること。
- (5) 皮膚に接しない器具等であっても、客1人ごとに汚染されるものは客1人ごとに洗浄し、必要に応じて消毒すること。

## 美容所以外の場所で業務を行う場合に講ずべき措置

### 美容師法施行規則

(消毒の方法)

第25条 法第8条第2号に規定する消毒は、器具を十分に洗浄した後、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるいずれかの方法により行わなければならない。

- 1 かみそり(専ら頭髮を切断する用途に使用されるものを除く。以下この号において同じ。)及びかみそり以外の器具で血液が付着しているもの又はその疑いのあるものに係る消毒

~~イ 沸騰後二分間以上煮沸する方法~~

ロ エタノール水溶液(エタノールが七十六・九パーセント以上八十一・四パーセント以下である水溶液をいう。次号ニにおいて同じ。)中に十分間以上浸す方法

ハ 次亜塩素酸ナトリウムが〇・一パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法

- 2 前号に規定する器具以外の器具に係る消毒

~~イ 二十分間以上一平方センチメートル当たり八十五マイクロワット以上の紫外線を照射する方法~~

~~ロ 沸騰後二分間以上煮沸する方法~~

~~ハ 十分間以上摂氏八十度を超える湿熱に触れさせる方法~~

ニ エタノール水溶液中に十分間以上浸し、又はエタノール水溶液を含ませた綿若しくはガーゼで器具の表面をふく方法

ホ 次亜塩素酸ナトリウムが〇・〇一パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法

ヘ 逆性石ケンが〇・一パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法

ト グルコン酸クロルヘキシジンが〇・〇五パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法

チ 両性界面活性剤が〇・一パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法

(※二重線で取り消されている方法は、出張美容の場合は認められていません)

### 堺市美容師法施行条例

(美容所以外の場所で業務を行う場合に講ずべき措置)

第6条 美容師は、法第7条ただし書の規定により美容所以外の場所においてその業を行うときは、第3条各号の措置に加えて、美容師法施行規則(平成10年厚生省令第7号)第25条第1号に掲げる消毒にあっては同号ロ又はハに定める方法により、同条第2号に掲げる消毒にあっては同号ニからチまでに定める方法のいずれかにより消毒を行うために必要な薬品を、常に携帯しなければならない。

(美容の業を行う場合に講ずべき措置)

第3条 法第8条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 身体を常に清潔に保ち、清潔な被服を着用すること。
- (2) 美顔術その他の顔面に接する作業を行う場合には、清潔なマスクを使用すること。
- (3) 客に接するときは、手指を石けんで洗い、必要に応じて消毒すること。
- (4) 皮膚に接しない器具等であっても、客1人ごとに汚染されるものは客1人ごとに洗浄し、消毒したものを使用すること。